

交通ルールの順守と交通マナーの実践で交通安全を

12月は交通事故が多く発生する傾向にあり、特に年末の忙しい時期には、人の注意力は散漫になり、交通事故発生のおそれがあります。交通ルールを再度確認し、「交通安全は家庭から」のもと交通ルールの順守と、思いやりを持った交通マナーの実践をお願いします。

1. 年末における注意すべき点

日没時間が早まるため、自動車は午後4時に前照灯を点灯し、「見落とし」や「発見の遅れ」等に起因する交通事故を防ぐライト4(フォー)運動を実施しましょう。また、歩行者及び自転車の方は夕暮れ時や夜間に外出する際、反射材をつけて運転手に知らせましょう。



2. 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を

12月は忘年会などお酒を飲む機会が多くなりやすい時期です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」を一人一人が意識し、社会全体で飲酒運転など危険な運転、あおり運転などの悪質な運転をさせないようにしましょう。

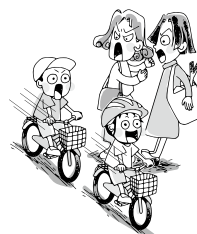
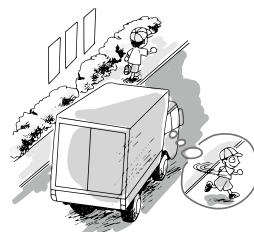


3. 歩行者に注意し、安全運転を

自動車及び自転車を運転する際は、通学路や交差点といった道路環境や歩行者などに気を配りながら運転しましょう。子供や高齢者を見かけた際は減速し、思いやりを持って運転しましょう。

横断歩道上では歩行者が優先ですが、栃木県の横断歩道での一時停止率は全国平均を下回る結果となっています。横断歩道を見かけた際には、早めに減速し横断しようとしている人がいる場合は必ず一時停止をして、横断を妨げないようにしましょう。

また、歩行者も横断歩道を利用し安全に渡りましょう。



4. 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(土)から31日(金)までの21日間、「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」が実施されます。期間中は「マナーアップ! あなたが主役です」をスローガンに、『子どもと高齢者の交通事故防止』『安全運転の励行と飲酒運転等の根絶』『「原則ハイビーム」と「ライト4(フォー)運動」の推進』を重点項目として、各種交通安全対策が展開されます。



5. 自転車の運転について

自転車は学生から高齢者まで幅広い世代に利用されています。一方、自転車事故の比率が増加傾向にあるため、改めて正しいルールや運転の仕方などの注意点を確認しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、原則として車道を通行。歩道は例外
 - ・ 標識などで、歩道通行が認められている場合や、自転車の運転者が高齢者や児童・幼児等である場合、身体に障害がある場合などは歩道を通行することができます。
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
 - ・ 歩行者の通行の妨げになる場合には一時停止しなければなりません。
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進、片手運転(ながらスマホ及び傘さし運転)の禁止
 - ・ 反射器材及びライトを備えて夜間は点灯し運転
 - ・ 一時停止の徹底、信号の順守
- ⑤ 子供はヘルメットを着用
 - ・ 頭部損傷が重大な事故につながりやすいので、子供だけでなく、他の自転車利用者もヘルメットをかぶるようにしましょう。



自転車の日常的な点検を実施し、異常がある場合は購入店などに相談しましょう。また、万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

6. 交通死亡事故ゼロ市町表彰

11月9日(火)に行われた、第13回栃木県交通・生活安全安心県民大会において、本町が、令和3年度栃木県交通死亡事故ゼロ市町として表彰されました。

これは、令和2年10月初日から、令和3年9月末日までの1年間、交通死亡事故発生ゼロを継続した市町が表彰されるもので、本町は昨年度に続き2年連続の受賞となりました。

本町が、1年もの間、死亡事故が全く発生しなかったことは、大変喜ばしい結果であり、町民の皆様が交通ルールを順守し、マナーを守った結果といえます。

悲惨な交通死亡事故の当事者とならないよう、交通安全の意識をもって取り組んでいただきますようお願いします。

7. 上三川町啓発教材貸出事業

下野地区交通安全協会上三川支部協力のもと、交通安全教育の推進と普及を図るため、交通安全教育用DVDの貸出事業を9月より実施しています。

幼児対象から高齢者対象まで交通手段ごとに教材を揃えているため、町内の事業所や地域コミュニティ、家庭のおうち時間などで活用いただき、交通事故発生を防ぎましょう。



利用上の注意点

- ① 町民または町で働く方が対象
- ② 予約は使用日の3か月前から可能(電話予約可)
- ③ 貸出期間は最大で1週間

タイトル	対象
はなかつぱの交通安全	幼児・小学生(低学年)【歩行者】
生徒向け自転車交通安全教室	小学生(高学年)・中学生【自転車】
知ってほしい、自転車加害事故の現実	中学生・高校生【自転車】
自転車は車のなかまで	一般・高齢者【自転車】
事故映像と実験に学ぶ安全運転講座	一般・高齢者【運転手】
いつまでも安心して暮らすために	高齢者【運転手・自転車・歩行者】
交通事故を防ぐポイント	一般・高齢者【運転手・自転車】

▼問い合わせ先＝地域生活課 生活係 ☎569129